

令和5年3月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和5年3月7日(火) 午後2時30分～午後3時40分

2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	9	山本 官	16	岡崎 誠
2	桑原 宏文	10	芝 順子	17	尾崎 征洋
4	井上 靖好	11	岡村 猛	18	福留 宜彦
6	安藤 久徳	12	伊勢脇 精藏	19	畠中 温喜
7	谷崎 容子	13	土居 忠栄		
8	遠地 美千代	14	清水 優志		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	4	岡本 尚子	6	山口 昇彦
3	宮崎 幸一	5	宮地 秀之	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	伊与田 真哉	5	加用 雅啓	15	正木 卓夫

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	7	宮地 浩		

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	朝比奈 雅人	事務局長補佐 (西土佐地域担当)	佐川 徳和
事務局長補佐	吉田 貴浩	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生

6 議 案

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(6件)

第2号議案 非農地証明書の交付について(2件)

第3号議案 農用地利用集積計画(案)について(6件)

第4号議案 農用地利用配分計画(案)について(4件)

第5号議案 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積の別段面積の廃止について

第6号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第7号議案 四万十市農業委員会規定の改正について

報告事項

その他

◆議長（福留会長）

只今から令和5年3月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号3番 伊与田 真哉 委員、議席番号5番 加用 雅啓 委員、議席番号15番 正木 卓夫 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、東 正世 委員、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号16番 岡崎 誠 委員、議席番号17番 尾崎 征洋 委員にお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案説明の前に、今回具同地区の現地調査については、具同地区担当である正木委員に代わり、中筋・東中筋地区担当の清水委員に依頼し、現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は2ページ、3ページになります。

番号1。土地の表示は、入田字札ノ本 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月27日、事務局と会長で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と具同地区担当の宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。お手元のタブレットの1、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、具同小学校より北西に約100メートルに位置する農地で、東側は市道、西側は原野、南側は宅地、北側は譲渡人所有の農地ですので、転用についての同意書は不要です。雨水については東側市道側溝へ排水、生活排水については合併浄化槽を経由して東側市道側溝へ排水します。このため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということであります。

続きまして、番号2。土地の表示は、入田字札ノ本 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月27日、事務局と会長で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と具同地区担当の宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの2、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、宅地分譲地に転用するものです。場所については、具同小学校より北西に約100

メートルに位置する農地で、東側は市道、西側は原野、南側は譲渡人所有の農地で転用許可申請中、北側は譲渡人所有の雑種地です。生活雑排水については合併浄化槽を経由し市道側溝へ排水、雨水についても市道側溝へ排水する計画ですので、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということあります。

続きまして、番号3。土地の表示は、入田字札ノ本 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月27日、事務局と会長で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と具同地区担当の宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、具同小学校より北西に約100メートルに位置する農地で、東側は市道、西側は原野、北側及び南側は譲渡人所有の後で転用許可申請中です。雨水については東側市道側溝へ排水、生活排水については合併浄化槽を経由して東側市道側溝へ排水します。このため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということあります。

続きまして、番号4。土地の表示は、古津賀一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月27日、事務局と会長で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。今回の転用は宅地分譲地に転用するものです。場所については、古津賀保育園より北東に約70メートルに位置する農地で、北側は宅地、東側および南側は市道、西側は宅地、北側は農地ですが、転用について同意を得ています。生活雑排水については合併浄化槽を経由して市道側溝へ排水、雨水についても市道側溝へ排水する計画ですので、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第1種および第2種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということあります。

続きまして、番号5。土地の表示は、具同字木原 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月27日、事務局と会長で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と具同地区担当の宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの7、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、工場を建築するために宅地とするものです。場所については、具同駅より南西に約450メートルに位置する農地で、東側は市道、北側は雑種地及び農地、南側および西側は農地ですが、周辺農地所有者との境界立会いを行い、転用内容等についての理解を得ているとのことです。雨水については自然浸透と既存側溝へ排水します。生活排水については工場のため、発生しません。このため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は、具同駅から500メートル以内にある農地で第2種農地となり、転用が許可できる土地ということであります。

また、この案件は事業の用に供する農地が30アールを超えるため、3月23日に開催される高知県農業会議・常設審議委員会において審議される予定です。

続きまして、番号6。土地の表示は、渡川一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月27日、事務局と会長で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と具同地区担当の宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの9、10ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、具同小学校より南に約100メートルに位置する農地で、東側は宅地、西側は幅員6メートルの市道、北側及び南側は農地ですが、転用についての同意を得ています。生活排水については合併浄化槽を経由して西側の道路側溝へ排水、雨水については雨水栓を通じて道路側溝に排水します。このため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということあります。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番・2番・3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋・東中筋担当の清水です。事務局から説明がありましたとおりで、問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特に問題ないと思いました。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

2月27日に現地確認に行きました。今、井上委員が言ったとおりで、特に問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「5番・6番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14 番、中筋・東中筋担当の清水です。番号 5 ですが、2 月 27 日、事務局、会長、宮地推進委員、申請代理人のもと現地確認を行いました。工場を建築するために宅地とするもので、場所については具同駅より南西に約 450 メートルくらいに位置する農地で、東側は市道、北側は雑種地および農地、南側および西側は農地ですが周辺農地所有者との境界の立会いを行い転用内容等については理解を得ているということでした。雨水については自然浸透と既存側溝へ排水。生活排水については工場のため発生しません。このため、周辺農地への影響はないものと思われます。

6 番ですが、2 月 27 日、事務局と会長、宮地推進委員と申請代理人のもと現地確認を行いました。住宅を建築するために宅地とするもので、場所については具同小学校より南に約 100 メートルに位置する農地で、東側は宅地、西側は幅員 6 メートルの市道、北側および南側は農地ですが転用についての同意は得ています。生活排水については合併浄化槽を経由して西側の道路側溝へ排水、雨水については雨水樹を通じて道路側溝に排水するということで、周辺農地への影響はないものと思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

5 番についてですが、2 月 27 日に事務局と会長、清水委員と現地確認に行きました。かなり広い土地でしたが、特に問題ないと思います。

6 番についてですが、先ほどの 1 番・2 番・3 番の近くの場所でしたが、こちらも特に問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

それでは、第 1 号議案の農地法第 5 条の規定による許可申請進達について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第 5 条の規定による許可申請進達につきまして、

原案のとおり許可進達することといたします。

続きまして、第2号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。

番号1。土地の表示は具同字春日田、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月27日に会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と具同地区担当の宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット11、12ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に宅地となっており、課税状況も農地以外での課税であることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は九樹字カナイ谷 以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月27日に会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と岡本推進委員で現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット13、14ページをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に山林化しており、現在に至っております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋・東中筋担当の清水です。1番について説明します。2月27日、事務局、会長、宮地推進委員、申請代理人と現地確認をしました。昭和49年頃から宅地となり現在に至っています。よって、人為的に転用されてから15年以上経過しており、非農地証明については適当であると考えます。

2番について説明します。2月27日、事務局、会長、岡本推進委員と現地確認をしました。人為的に転用されてから15年以上経過しており、非農地証明については適当であると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

2月27日に事務局、会長、清水委員と現地確認をしました。現地はすでにコンクリートもしてありますし、人為的に転用されて15年以上経っている農地ですので、非農地証明の交付については特に問題はないと思います。以上です。

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4区の、中筋・東中筋担当の岡本です。事務局、清水委員の説明のとおりで、元の姿に戻すことはとても出来ませんので、それでいいと思います。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第3号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第3号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は5ページ、農用地利用集積計画書（案）は6ページになります。

それでは1番と2番について説明いたします。借受人は下田地区において、ショウガの栽培を予定している認定新規就農予定者です。貸付人は2名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの15ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和5年4月1日から令和20年3月31日までの15年間となっています。

それでは、3番について説明いたします。この案件は、借受人が高知県農業公社です。農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。借受人は高知県農業公社で、貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの16ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。使用貸借期間は令和5年3月7日から令和15年3月6日までの10年間となっています。

続きまして、4番と5番について説明いたします。この案件は、借受人が高知県農業公社です。農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。借受人は高知県農業公社で、貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は、賃貸借権の設定と使用貸借権の設定となっております。賃貸借については、令和5年3月7日から令和8年3月6日までの3年間、使用貸借については、令和5年3月7日から令和10年3月6日までの5年間となっています。

それでは、最後に6番について説明いたします。この案件は、借受人が高知県農業公社です。農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。借受人は高知県農業公社で、貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの18ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。使用貸借期間は令和5年4月6日から令和10年4月5日までの5年間となっています。
以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

19番、下田地区担当の畠中です。この案件については、借受人は新しく農業を始める新人であります。貸借の土地については、3筆とも国営で圃場整備をした畑であります。以前はショウガのハウスをしていましたが、現在は更地の農地で、しばらく休耕状態にあります。借受人は現在、新ショウガのハウス団地ですが、その中の一角です。3筆は地続きで30アール。本年度、市のレンタルハウスを申請しております。許可は8月か9月頃になると思いますが、現在地元の農家で研修中です。3月までということで、研修しながらショウガの栽培をしておりますが、ハウスの建設にむけて色々先だって話をしましたが、若い新人でありますが、意欲いっぱいです。貸付人の土地の所有者についても、15年という期間にちょっと難色を示しているようですが、協力してあげてほしいということで、最終的には快く貸借ができるという運びになっております。関係機関も関心をもって注目して色々力をいただいているということで、意欲満々であります。何ら問題ありません。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

3区の宮崎です。3月5日に現地を見に行きましたが、周りはハウスを建ててショウガを作っているところで、特に問題ないと思いました。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

なお、この案件については山本委員に係るものであり、農業委員の意見は省略します。

推進委員から意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

3月4日に現地確認をしました。昨年まで貸付人が耕作していたようですが、今年から耕作依頼があり耕作することになったという経緯であります。現地の田野川小学校を中心として、3ヶ所に分かれて 10,917 アールの面積となっております。この圃場は中間管理機構を通じた案件であります。既にこの春から植え付けする準備も営農組合の方では整っているということでございました。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「4番・5番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋・東中筋の清水です。4番・5番ですが、農地中間管理機構に貸し付けるという問題で、問題はないと思います。

◆議長（福留会長）

4番・5番の推進委員から、意見などございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4区の岡本です。この方の議案ですけど、間違いないと思います。

◆議長（福留会長）

続けて推進委員から、意見などございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

4番・5番についてですが、農業公社の中間管理事業を利用する案件ですので、特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「6番の関係委員」お願いします。

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

7番、蕨岡地区担当の谷崎です。この案件は、以前より機構を通して貸し出している農地の更新の案件ですので、特に問題ありません。以上です。

◆議長（福留会長）

東推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農用地利用集積計画（案）について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）について、これを適当と認め答申することいたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、7ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の8ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。

1番、右側の貸付先ですが、後川地区の農事組合法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの15ページ及び前のスクリーンをご覧ください。1番の農業者が選定された理由につきましては、9ページの借受選定理由書をご覧ください。

続いて2番、右側の貸付先ですが、具同地区の認定農業者に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの16ページ及び前のスクリーンをご覧ください。2番の農業者が選定された理由につきましては、10ページの借受選定理由書をご覧ください。

続いて3番、右側の貸付先ですが、具同地区の若い手農家に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。3番の農業者が選定された理由につきましては、11ページの借受選定理由書をご覧ください。

続いて4番、右側の貸付先ですが、蕨岡地区の農事組合法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの18ページ及び前のスクリーンをご覧ください。4番の農業者が選定された理由につきましては、12ページの借受選定理由書をご覧ください。

農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全体に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したもののがこの借受選定理由書です。対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

なお、農地の受け手である田野川営農組合の関係者ですので、山本委員は退室をお願いいたします。

～～～ 山本委員退室 ～～～

◆議長（福留会長）

この案件については山本委員に係るものであり、農業委員の意見は省略します。

推進委員から意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

先ほど意見させていただいたことは、今意見する内容であったということを改めて訂正させていただきまして、前回のことに関しましては、4日に山本委員と現地を確認しました。今回の営農組合の件におきましても、しっかりと田の手入れが既になされておりまして、圃場もしっかりとったところで、既に田植の準備というところまで整っておりました。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用配分計画（案）の1番について、採決いたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）の1番について、これを適當と認め答申することといたします。

山本委員は入室してください。

～～～ 山本委員入室 ～～～

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番・3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋・東中筋担当の清水です。2番・3番の方は認定農業者で、その周辺でも耕作しており、適格者だと考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

電話で確認しまして、そのように耕作すると思います。

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

賃貸借について特に問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

続きまして、「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

7番、蕨岡担当の谷崎です。貸付先の代表理事にも確認を取りましたが、この案件は5年満期の再更新の案件ですので、問題ありません。以上です。

◆議長（福留会長）

東推進委員は本日欠席ですが、適當である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用配分計画（案）の2番・3番・4番について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）の2番・3番・4番について、これを適當と認め答申することいたします。

続きまして、第5号議案 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積の別段面積の廃止について議題いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第5号議案「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積の別段面積の廃止について」事務局より説明いたします。

農地法第3条第2項第5号に規定する農地の権利取得後の下限面積要件については、令和5年4月1日施行の農地法改正により廃止されることから、平成21年12月に四万十市農業委員会告示第1号により公示した別段の面積（下限面積：30アール）は、その効力が失われることから、農地の権利取得予定者等の誤解を招かないよう、当該公示を廃止するための手続きを行うものです。

なお、参考までに令和4年12月16日付農水省経営局農地政策課からの下限面積要件の廃止に係る事務連絡通知を添付しておりますので確認願います。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。委員の皆様でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

続きまして、第6号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第6号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」事務局より説明いたします。お手元の資料をご覧下さい。来年4月1日施行の改正農業委員会法により、この指針につきましては作成が今まで努力義務でしたが、この法改正により必須ということになっております。この指針を全ての農業委員会で作成が求められていることとなっております。平成30年に指針は作られていますが、来年度から地域計画の作成とか、そういったことが入ってきます。そういった新しい文言が入った新しい雛形というか、そういう形での指針を作成させていただいております。中ほどに地域計画のことも書かれております。農業委員と最適化推進委員が連携して農地最適化の活動を行っていきましょうというようなことが書かれております。開いていただいて、色々な数値目標が入っております。これは細々書かれているので、後ほどご確認いただければと思いますが、3年後の目標、10年後の目標といった形で記載させていただいております。法律に基づいて、3月末までにこの指針を作成するといった形で、今回提案をさせていただいたものです。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。委員の皆様でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、これを適當と認め承認することといたします。

続きまして、第7号議案 四万十市農業委員会規定の改正について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

最後に第7号議案「四万十市農業委員会規定の改正について」事務局より説明いたします。

これは、令和5年4月1日施行の「地方公務員法の一部を改正する法律」（令和3年法律第63号以下「改正法」

という。)により、我々市の職員、地方公務員は国家公務員と同様に現行 60 歳の定年が段階的に引き上げられることとなり、これに伴い、令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ 65 歳まで引き上げられます。

なお、定年引上げに伴い、役職定年制が導入されることにより、例えば、6 級職(課長職)の該当者は 61 歳となる年度から 5 級職(課長補佐相当職)に移ることとなります。

その際、現行の農業委員会規定では、5 級職は事務局長補佐以外の職位「主監又は技監」の規定が、また 4 級職は係長以外の職位「管理主幹又は管理技幹」の規定がないことから、今回所要の改正を行うものです。お手元の資料を見ていただいて、見え消しで横棒となっている所が旧規定です。赤字で下線を引いているのが新しい規定になります。先ほど説明した内容で事務局長、その他の職員をおくという記載にさせていただいて、自分の職名以外のものも、これで読み込めるといったような内容にさせていただいております。市の職員の職名というか、そこの変更、定年に係る分の変更に係る改正ということで、ここに諮る必要があるので、今回提案をさせていただいたものです。以上です。

#### ◆議長(福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。委員の皆様でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

#### ◆議長(福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第 7 号議案 四万十市農業委員会規定の改正について、採決いたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員举手》 ～～～

#### ◆議長(福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、四万十市農業委員会規定の改正について、これを適當と認め承認することといたします。

なお、第 5 号議案から第 7 号議案の規定等の公布にあたり、主旨に影響のない字句の修正等については、事務局に一任させていただきます。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

#### ○事務局

農地形状変更の計画変更届出書の提出が 1 件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。送付しております「報告事項 農地形状変更同意書の交付について」をご覧ください。

形状変更の計画変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第 9 条第 1 項の規定により、計画変更届出書の提出があった場合、書類審査及び現地調査を行ったうえで、届出者に結果を通知し、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。

番号 1。土地の表示は大用字オゴシ、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。2 月 27 日に会

長と事務局で現地に向かい、富山・蕨岡地区担当の東推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット 19 ページをご覧ください。現地は形態変更の届出を受けて同意をしているのですが、今回埋め上げ工事は完了したもの、埋め上げた土地を強化する必要があり、この度、改めて計画変更の届出を行い、工事期間を延長するものです。工事延長をして、この部分は集落営農組織の倉庫を建築するのですが、農地というところの地目については事前に確認をしております。

以上のことから、農地形態変更指導要領第 3 条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和 5 年 3 月 2 日付で形態変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。なお、工事完了後は農地形態変更指導要領第 7 条第 2 項の規定により、再度現地確認をすることとしております。

続きまして、形態変更完了届出書の提出が 1 件ありましたので、現地調査の結果を報告いたします。

これは、令和 5 年 2 月総会で報告しました西土佐江川崎の形態変更の件ですが、完了届出書の提出に伴い、3 月 1 日に現地調査を行いました。

なお、届出内容は農地形態変更指導要領第 3 条に規定する基準に適合しており、栗の作付けがなされ、耕作を開始したことを確認しましたので報告します。

◆議長（福留会長）

以上で、事務局からの報告が終わりました。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 3 月 7 日

議長 福留宣彦

署名委員 福留宣彦

署名委員 川崎征洋